

## 平成25年度 財政援助団体等監査報告書

### 1. 監査の期間

平成25年11月27日から11月29日まで 3日間

### 2. 監査を執行した監査委員

監査委員 根本 龍哉

監査委員 村上 孝

### 3. 監査期日及び監査対象課

補助金所管課を対象に別項に示した監査方針及び監査の範囲に基づいて監査した。

平成25年11月27日(水) ————— 環境政策課

平成25年11月28日(木) ————— 学校教育課

平成25年11月29日(金) ———— 経 済 課  
                                    |  
                                    ——— 社会福祉課

### 4. 補助金等の種別及び名称

補助金所管課と補助金の種別は下記のとおりである。

環境政策課	とうかい環境村民会議環境活動事業費補助金
学校教育課	東海村米飯給食費補助金 ※学校給食費会計事務
経 済 課	東海村商工会事業費補助金 土地改良施設維持管理適正化事業補助金
社会福祉課	民間保育所地域子育て支援センター事業費補助金 民間保育所運営費補助金 延長保育促進事業補助金 東海村社会福祉協議会補助金 総合福祉センター指定管理委託料

※なお、米飯給食費補助金監査に加え、学校給食費会計事務の取り扱いについても監査を実施した。

## 5. 監査の方針及び監査の範囲

地方自治法第199条第7項に基づき、平成24年度に村から補助金等の財政的援助を受けた団体等がその補助事業の執行と補助金の出納及び運営を適正かつ効果的に行っているかどうか。また、補助金の所管課は補助団体等に対して指導・監督が適切に行っているかどうかを主眼に置いて監査を実施した。特に（1）補助金の執行が事業計画のとおり財政的援助の目的に即し適切に実施されているか。（2）事務事業の執行状況は補助団体等で効率、効果的に執行されているか。（3）補助金所管課は補助団体に対し事業運営をはじめ本村の補助金要綱や補助金所管課の要綱等に則り適切な指導・監督を図り、適切な事業運営と正確な会計処理がなされているかを監査した。

## 6. 監査の方法

財政援助団体等監査は、所管課から提出された主な資料「補助金交付要綱及び補助金等調書」「平成24年度補助金交付申請書、決定通知書、請求書、実績報告書、確定通知書の写し」「平成24年度決算書」補助団体提出による「監査調書」「平成22年度～平成24年度までの決算資料」「会計閉鎖時に記載している通帳の写し及び関係領収書の写し等」を参考に所管課から説明聴取により監査した。

## 7. 監査の結果

平成24年度の東海村財政援助団体の補助金監査は監査調書及びその証憑に基づき書類審査及び担当職員から説明聴取し、本監査を実施した。監査の結果、村補助金はおおむね適正に交付されていると認められる。ただし、下記の補助金について補助金事務手続き、書類審査、予算決算書等の財務書類を交付要綱等の規則に従い慎重且つ正確に処理するよう努め、以って補助金が最大限の効果が出るように努めることを指摘する。

監査対象補助団体及び補助金等一覧

所管課	補助団体	補助金名称 款・項・目事業	総事業収支決算	補助金額
環境政策課	とうかい環境村民会議	とうかい環境村民会議 環境活動事業費補助金 (4-1-3-15)	収入 4,116,142 円 支出 3,790,638 円 次年度繰越金 17,142 円	本村補助金 3,790,638 円 返還金 308,362 円 補助金占有率 100%
学校教育課	東海村学校給食運営委員会	東海村米飯給食費 補助金 (5-1-3-09)	収入 14,817,667 円 予備費充当 40,576 円 支出 14,858,243 円 次年度繰越金 31,386 円	本村補助金 14,858,243 円 補助金占有率 100%
経済課	東海村商工会	東海村商工会事業費補 助金 (6-1-2-03)	収入 60,818,955 円 支出 56,369,066 円 次年度繰越金 4,449,889 円	本村補助金 8,500,000 円 (県補助 24,865,576 円) 補助金占有率 15.1%

経済課	東海環土地改良区	土地改良施設維持管理 適正化事業補助金 (5-1-5-04)含前年度繰 越明許 2,450,000 万円	収入 7,960,540 円 支出 7,960,540 円 (工事完了)	本村補助金 3,980,000 円 補助金占有率 50%
社会福祉課	民間保育所地域子育て支援センター	民間保育所地域子育て支援 センター事業補助金 (3-2-3-16) 予算 29,964,000 円	チューリップ保育園 収入 119,043,085 円 支出 123,811,316 円 当年度決算 △4,768,231 円 次年度繰越 23,650,658 円	地域子育て支援センター事業費 補助金 7,491,000 円 民間保育園運営費補助金 2,700,000 円 延長保育促進補助金 4,853,000 円 子育て支援緊急整備補助 1,654,108 円 合計 16,698,108 円 補助金占有率 13.5%
			みぎわ保育園 収入 123,802,863 円 支出 123,794,070 円 当年度決算 8,793 円 次年度繰越 23,331,403 円	地域子育て支援センター事業費 補助金 7,491,000 円 民間保育園運営費補助金 2,700,000 円 延長保育促進補助金 4,853,000 円 子育て支援緊急整備補助 2,011,294 円 その他の補助金 6,700,000 円 合計 23,905,294 円 補助金占有率 19.3%
			おおぞら保育園 収入 125,099,163 円 支出 129,079,918 円 当年度決算 △3,980,755 円 次年度繰越 23,048,184 円	地域子育て支援センター事業費 補助金 7,491,000 円 民間保育園運営費補助金 3,600,000 円 延長保育促進補助金 4,853,000 円 子育て支援緊急整備補助 507,079 円 その他の補助金 1,910,000 円 合計 18,361,079 円 補助金占有率 14.2%

社会福祉課	民間保育所地域子育て支援センター		サンフラワーこどもの森 保育園 収入 128,521,077 円 支出 115,367,044 円 当年度決算 13,154,033 円 次年度繰越 23,382,990 円	地域子育て支援センター事業費 補助金 7,491,000 円 民間保育園運営費補助金 2,700,000 円 延長保育促進補助金 5,153,000 円 子育て支援緊急整備補助 3,771,683 円 その他の補助金 8,325,000 円 合計 27,440,683 円 補助金占有率 23.8 %
	民間保育所運営費補助金及び延長保育促進事業補助金	民間保育所運営費補助金 (3-2-3-05) 予算 11,700,000 円 延長保育促進事業補助金 (3-2-3-09) 予算 19,712,000 円 前期 1/2, 後期 1/2 の支出	4 保育所運営費補助金 合計決算 11,700,000 円 4 保育所延長保育促進 補助金 合計決算 19,712,000 円	(運営費補助金) チューリップ、みぎわ、サンフラワー各 270 万円、おおぞら 360 万円 (延長保育促進事業補助金) チューリップ、みぎわ、おおぞら各 485.3 万円、サンフラワー 515.3 万円
	社会福祉法人 東海村社会福祉協議会 (総予算規模 538,481,000 円)	東海村社会福祉協議会 補助金 (3-1-1-10) 総事業費予算 195,651,000 円 補助金交付当初予算 172,475,000 円	社会福祉協議会補助金 総事業決算 188,480,201 円 補助金決算 168,952,603 円	返還通知日 H25.3.31 発行 H25 年 5 月 29 日付返還 返還金 3,522,397 円
		総合福祉センター指定 管理委託料 (3-1-8-01-13) 予算 141,279,000 円	総合福祉センター指定管 理委託料決算 受託金収入 141,279,000 円 支出 133,928,239 円 決算内訳 福祉センター 54,694,835 円 高齢者センター 34,784,298 円 児童センター 16,903,173 円 生活介護自立訓練事業 27,545,933 円	業務完了検査調書 H25.3.31. 付 返還金 7,350,761 円

1) 任意団体 とうかい環境村民会議環境活動事業費補助金について

環境政策課がこの任意団体環境村民会議の事務を担っており、活動も課員が中心になっている。これでは、何時までたっても住民の活動に広がらない。地区自治会との連携や60歳以上の村民がやりがいの指向が持てる「生きがい就労」方式を取り入れるなど、所属会員の増加と自立的な活動に繋げ、運動の広がりを目指すようにして欲しい。

要綱や規則並びに関係書類に基づき、手続きと予算決算が行われていないため、事業内容も年々深化するようなものになっていなかった。イベントの観客動員数も年々減り続けている。担当課はとうかい環境村民会議を進めるにあたり、事業計画と予算の確立が何時までに出来るようにするのか実行計画を定め適切な指導に努めて欲しい。

2) 東海村米飯給食費補助金について

学校教育課は東海村学校給食運営委員会が村内生産の米飯を給食することに対して米飯給食費補助金の交付事務を担っている。交付事務実行状況において、事業報告決算書の予算額と実績報告使用料及び支払額に誤謬があった。今後は細心の注意を払い作成すること。また、決算書の次年度繰越金と預金通帳の差引残高が一致していない。次年度からは前年度繰越金を収入に入れた決算書を必ず作成することを指摘する。

学校給食会計については会計処理要領が整備されていない。1学校当り年間数千万円の給食費を徴収していることを考えれば会計帳簿の整備が整っていない事を看過するわけにはいかない。また、各学校の給食費出金処理はできているが会計基準に基づく決算書が作成されていない。毎年度の給食費納入台帳と給食未納者一覧が整備されていないところは早急に整備することをお願いする。

3) 東海村商工会事業費補助金について

東海村商工会事業費補助金は、補助金交付手続き上の問題はなかった。ただ、毎年本県及び本村から合せて約60%の補助金を受けておりながら、次年度繰越金を50.6%も増やしている。また、資産引当預金を2,370万円も積み立てている。経済課は余裕のある資金を更に工夫して、次年度からの本村商工振興の為の新事業を展開するように指導して欲しい。

4) 土地改良施設維持管理適正化事業補助金について

大震災の影響により坏土地改良区の揚水機場水中ポンプの整備工事が遅延したが、この他にも多数の工事を担当しながら、今年度予定通り完了したことは大いに評価すべきである。土地改良施設の維持は今後とも継続することになるので、十分な点検作業に努めて欲しい。

5) 民間保育所地域子育て支援センター事業補助金について

社会福祉課の民間保育所補助金交付事務は、補助金交付要綱に定めた手順に従い補助

金申請の受付や、期限等を設けて通知されていない。さらに申請書提出後に書類審査と調書作成を行わず、前例踏襲の補助金額を決定し、事務的に補助金額の支出をしている。また、補助団体の実績報告の総事業決算書を審査し、確実に事業に使用され且つ効率効果的に使用されているかを確認していないので、補助金収入の部がマイナスになっているなど不明朗な収支決算書があった。今後はこのような書類を受理することのないよう事務処理能力を高めて欲しい。また、補助金が効率効果的に使用されたことがわかるように事後点検評価を行い、その調書を作成すること。次年度からの補助金事務執行には交付決定の前に事前書類審査及び年度末には完了審査を必ず実施するように努められたい。

#### 6) 社会福祉課における補助金事務の取り扱いについて

民間保育所からの申請書を始とする補助金の提出書類の受付印を始め管理職者の検印がない。補助金に関する文書は必ず、管理職者までの検印を受け適切な打ち合わせをするように心掛けて欲しい。

補助金の交付手続は、平成22年度には民間保育所運営費補助金更には平成23年度の民間学童クラブ補助金監査の時に改善するように指摘しておいたが、平成24年度民間保育所地域子育て支援センター事業費補助においても改めていなかった。補助金の事業補助金申請は当該年度の4月に提出させ、書類審査調書作成し審査を行い、5月には補助決定とその額を通知し、補助金概算請求手続きをさせ、当該年度事業活動に有効に使われるべきである。しかし、当該補助金は翌年度の5月になって交付しており、補助金は当該年度に使用されることができなかつた。当該年度の税である補助金を最大限有効に活用させることができなかつた事は誠に遺憾である。今後は当該年度の出来るだけ早い時期に交付して、補助団体が当該年度の事業に効果的に使用できるように厳に努めること。毎年改善されないのは管理職者の指導力の欠如が問われかねないものであり厳に留意して執務に努めること。

#### 7) 社会福祉法人東海村社会福祉協議会補助金について

社会福祉法人東海村社会福祉協議会の補助金交付では、総事業予算が総事業決算額より717万円も減少しており、もう少し予算積算を精密に行って欲しい。本村への返還金も3,522,397円となった。補助申請時に事業計画と収支予算書等が提出され、書類に基づく交付決定補助金審査が緻密に行われていない。また、実績報告は3月末日に行われ返還通知も3月31日に出されており、返却日が5月末になっているので次年度からは返還通知日から30日以内に行われるよう改善するよう指摘する。

事業体である社会福祉法人東海村社会福祉協議会は、助成金を補助金という名称で任意団体である地区社会福祉協議会へ支出しているが、元来、地区社会福祉協議会の設立の目的は、村社協では区や地区の福祉の実情が分からないので各地域を良く知っている任意団体が福祉活動をしていくためである。

村民の税金や自治会員の寄付金がそれぞれの地元の福祉サービスに効率効果的に使

うようにする為には、担当課は該当任意団体から直接補助申請と計画や収支予算書により補助審査を行い、補助の適否を判断して直接応分な補助支援をして、任意団体に対して最大の効果が出るように担当課が指導すべきである。今後担当課は、任意団体地区社会福祉協議会から直接に補助金申請書と事業計画書と収支予算書を提出させて規則により補助事業を進めて欲しい。そうしないと担当課が事業活動の成果を評価した補助金額が交付できなくなり、該当団体活動がジリ貧に繋がってしまうことが懸念される。

#### 8) 総合福祉センター指定管理委託料について

総合福祉センター指定管理委託料は、東海村の公の施設に指定管理制度を導入して管理運営しているのは15施設にのぼるが、中でもこの総合福祉センター指定管理料は毎年増加し続け、平成21年度から4年間で37.2%も増加している。今福祉の事業の伸びは少子高齢化や個人所得の縮小などにより多様化している事に因るが、社会福祉課はこの事業体の管理運営と経営理念に基づき常に事業と職員の見直しなど適宜工夫するように指導監督し、安易な経費の増加を抑制することにも努められたい。

平成21年度から指定管理制度を導入して4年になるが、各決算後の返還金は平均984万円という多額の返還金になっている。毎年度4月1日に提出された事業計画、業務仕様内容と収支予算書等を詳細に審査して交付決定審査調書と交付額を決定し、管理料が当該年度事業運営に有効に使われるようにしなければならない。その為にはこの審査が前例を踏襲することがないように留意することを指摘する。

毎年締結する指定管理業務仕様書で事業終了後30日以内に精算をすることになっているが、今年度の余剰金の返還は5月29日に行われている。担当課は社会福祉協議会が規則を遵守するよう指導に努めることを指摘する。

#### 【監査総評】

補助金監査を総括して言えることは、今回対象の担当課は補助金の必要性や補助金の目的に適切且つ有効になっているかについて十分に検討せず、条例や要綱で定められている上限額に基づき前例踏襲の補助金額を決定し、支出している。従って、補助金の目的が第5次総合計画の政策に沿ったものになっていなかったり、補助金額が補助団体の決算書に適切に表示されていなかったり、多額の繰越金や貯蓄があるにもかかわらず前例を踏襲して支出していたり、補助団体の事務作業を所管課が無償で担当していたり、補助事業の要綱等に定められた手順どおりに執行されていなかったり、上司の検査印がない書類があったりして、全般的にただ漫然と事務作業を処理しているだけとしか思えないものがあった。補助事業が完了した時には、実績報告書に必要書類を全て提出させて、内容を調査、検証を厳にして、問題点を明確にし、時代に応じ、政策に照らして交付基準を再検討し、補助金額の見直しや廃止の検討をしていかなければならない時期に来ている。

最近多くの自治体が少子高齢化、所得の格差化、就労社会の変化などにより、地方社

会は疲弊状態が続いており、今こそ、住民主体のまちづくり政策を進めていかなければいけなくなっている。これからの新社会に相応しい補助金制度改革を進めてほしい。本村も第5次総合計画の最終年度の2020年度の村の形を見据えて、補助金制度検討委員会を立ち上げ住民主体のまちづくりの推進の為に相応しい補助金制度の再構築を望むものである。

以 上